

亀山市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託の内容

亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）第11条第1項に規定する使用料の収納事務

2 委託した私人の所在地及び名称

所在地 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

名称 株式会社電算システム

3 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 収納事務を行う期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで